

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業山南地区（中山工区）の換地計画を定めた。

その関係書類をさぬき市建設経済部土地改良課及び三木町産業振興課において平成19年1月23日から同年2月13日まで縦覧に供する。

平成19年1月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀